新旧対照表 新 新旧対照表 旧

○山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例施行規程

平成10年3月24日規程第3号

改正

平成13年3月30日規程第7号 平成14年8月1日規程第7号 平成15年3月25日規程第2号 平成16年1月22日規程第1号 平成19年3月29日規程第7号 平成22年8月30日規程第8号 平成23年10月5日規程第5号 平成24年8月31日規程第2号 令和5年3月24日規程第3号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例(平成10年条例第1号。以下「条 例」という。) 第42条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (工事の承認申請)
- 第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、給水装置工事承認申請書(別記第1号 様式)に次の各号に掲げる事項を記載して、山武郡市広域水道企業団企業長(以下「企業長」 という。)に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号
- (2) 給水装置工事を行う場所
- (3) 給水装置の種類
- (4) 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託しようとする者にあっては、当該指定給 水装置工事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 私道敷内を除き、他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとする者にあっては、 当該土地又は構築物の所有者の承諾
- (6) 他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者にあっては、当該給水装置の所有者の (7) 給水装置工事承認申請書に書類を添付しようとする者にあっては、書類の名称 承諾
- (7) 給水装置工事承認申請書に書類を添付しようとする者にあっては、書類の名称
- 2 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、前項の申請書にそ の設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の取消し)

第3条 条例第4条第1項の規定により、給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水 装置工事を取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事取消届(別記第2号様式)を企業長 に提出しなければならない。なお、取消し以前に係る費用は申請者の負担とする。

(分岐引用者への通知)

第4条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し又は撤去しようとするときは、 分岐引用者に通知しなければならない。

〇山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例施行規程

平成 10 年3月 24 日規程第3号

改正

平成 13 年3月 30 日規程第7号

平成 14 年8月1日規程第7号

平成 15 年3月 25 日規程第2号

平成 16 年1月 22 日規程第1号

平成 19 年3月 29 日規程第7号

平成 22 年8月 30 日規程第8号

平成 23 年 10 月5日規程第5号

平成 24 年8月 31 日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例(平成 10 年条例第1号。以下「条例」 という。)第42条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請)

- 第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、給水装置工事承認申請書(別記第1号様式)に 次の各号に掲げる事項を記載して、山武郡市広域水道企業団企業長(以下「企業長」という。)に提出 しなければならない。
- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号
- (2) 給水装置工事を行う場所
- (3) 給水装置の種類
- (4) 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託しようとする者にあっては、当該指定給水装置工 事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとする者にあっては、当該土地又は構築物の所有 者の承諾
- (6) 他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者にあっては、当該給水装置の所有者の承諾
- 2 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、前項の申請書にその設計 に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の取消し)

第3条 条例第4条第1項の規定により、給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置 工事を取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事取消届(別記第2号様式)を企業長に提出しなけ ればならない。なお、取消し以前に係る費用は申請者の負担とする。

(分岐引用者への通知)

第4条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し又は撤去しようとするときは、分岐 引用者に通知しなければならない。

新旧対照表 新 新旧対照表 旧

附 **則**(平成19年3月29日規程第7号) この規程は、平成19年4月1日から施行する。 **附 則**(平成22年8月30日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月5日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年3月 29 日規程第7号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年8月 30 日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月5日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年8月 31 日規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。